

「身体拘束等適正化のための指針」

1. 病院における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

病院では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、常に身体拘束の適正化に向けた意識をもちながら支援する。また、身体拘束等を実施する際は、安全確保の目的で、やむを得ない場合にのみおこなう。そして、その必要性を慎重に判断し、家族にできる限り説明して実施するように努める。その制限は状況に応じて、効果的な方法で、必要最小限度（最も制限の少ない方法、短い期間）になるようにする。

2. 委員会及び検討会について

身体拘束等の適正化を図るための会議として、身体拘束等適正化委員会を虐待対策委員会に含めて設置する。身体拘束等適正化委員会については、次のことを検討する。

- 職員は日頃から院内規定の身体拘束マニュアルにそって対応する。
- 当委員会にて、その身体拘束等の状況・経過についての事項を年4回（4月、7月、10月、1月）集約し、適正におこなわれているか確認する。
- 構成員は検討会での事項を自部署に周知徹底する。
- 今後の適正化のための対策方針を検討し決定する。
- 研修の企画・運営。

3. 研修について

身体拘束等適正化のための研修会を年2回以上開催する。なお、他研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱った場合は、本研修を実施したものとする（例：虐待防止に関する研修会）。新規採用時には必ず実施することとする。

4. 身体拘束等の報告方法及び身体拘束等発生時の対応について

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、院内規定の「身体抑制に関する基準（重症心身障害児（者）病棟）」「身体拘束フローチャート」に基づいて実施。また、身体拘束等の適正化のための担当者として、専門職を身体拘束等適正化対応責任者とし、適正な運用に努める。

5. 当該指針の閲覧について

本指針は、各病棟、外来掲示板、病院ホームページ内へ掲示しいつでも閲覧ができるようにする。

6. その他、身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

病院では、職員が共通認識のもと、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、拘束を誘発する原因を探り、安心安全な環境整備を検討し、常に代替的な方法がないか検討・工夫を行い、改善を推進するものとする。